

令和 8 年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

（令和 8 年 7 月公表）

特定事業主名： 太子町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.0%
全職員	93.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	95.6%
本庁課長補佐相当職	95.0%
本庁係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	91.3%
26～30年	94.7%
21～25年	91.4%
16～20年	91.4%
11～15年	84.5%
6～10年	94.7%
1～5年	91.5%

【説明欄】

- ・全体的に、給与の一部として支給している扶養手当、住居手当については、世帯主である男性に支給している場合が多い等の要因により、女性に比べて男性の給与額が高くなっている。
- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、日額又は時間額で報酬を支給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため、除外している。
- ・情報公表の対象者が少ないことにより、特定の職員を推測しうる場合がある項目については、“—”としている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	3 4 . 8 %

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	2 5 . 0 %
本庁課長相当職	3 6 . 8 %
本庁課長補佐相当職	6 0 . 7 %
本庁係長相当職	3 9 . 0 %

【説明欄】

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
正規職員	6 9 . 2 %

【説明欄】

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	66.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	—%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	50%	%	%	%
1月超3月以下	50%	%	%	%
3月超6月以下	%	%	%	%
6月超9月以下	%	%	%	%
9月超12月以下	%	20%	%	%
12月超24月以下	%	20%	%	%
24月超	%	60%	%	%

【説明欄】

・情報公表の対象者が少ないことにより、特定の職員を推測しうる場合がある項目については、“—”としている。

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	15.5時間／月
内部部局等以外	7.36時間／月

【説明欄】

--

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

平均取得日数（令和7年度）	取得日数が14日未満の職員の割合
13.1日	61.0%

【説明欄】

--